

医療費助成を高校生等まで拡充して 現物給付化がスタート！！

◎神崎市では、平成29年4月1日から、子育て世帯の経済的負担軽減および市内への移住・定住促進を目的として、小・中学生医療費助成対象者を高校生等まで拡充し、入院・通院費等の保険診療にかかる一部負担金を助成します。

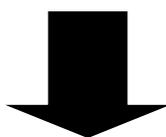
さらに、小学生から高校生等についても、現物給付（県内医療機関のみ）を行います。

〈変更点〉

- ・医療費助成対象者が小・中学生から小・中学生および高校生等へ拡充（就労中の方も対象）
- ・県内医療機関受診分の助成方法が償還払いから現物給付へ
- ・保護者負担額の見直し

《制度改正前》（平成29年3月受診分まで）

対象者	助成方法	助成範囲	保護者負担額
小・中学生	償還払い	入院 通院 調剤	児童・生徒一人につき 月額 500円



《制度改正後》（平成29年4月受診分から）

対象者	助成方法	助成範囲	保護者負担額
小・中学生 および高校生等	現物給付 （※県外医療機関受診分 については償還払い）	入院	医療機関ごとに 月額上限 1000円
		通院	医療機関ごとに 月額上限 500円×2回まで
		調剤	負担なし

★現物給付：受給資格証を提示することで、医療機関窓口での保護者負担額が一定額までとなる方式

★償還払い：医療機関窓口で医療費の一部負担額（3割）を支払った後、市への申請により保護者負担額を除いた医療費が返還される方式

※県内医療機関で受診する際は、「黄色の受給資格証」と「健康保険証」を受付に提示ください。

※学校管理下での怪我等で「スポーツ振興センター」より保険給付を受けるものは助成対象外です。

※月途中で健康保険が変わった場合、保険ごとに保護者負担額が発生します。

※保険適用外（容器代・文書代・差額ベッド代・予防接種・健康診断等）、食事療養費等は助成対象外です。

※平成29年3月までの受診分については、小・中学生医療費助成制度が適用されます。